

とちぎの保安林のあらまし

森林には、水源かん養や災害の防止など様々な働きがあります。

こうした森林の中で、私たちの暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、特別に管理しています。

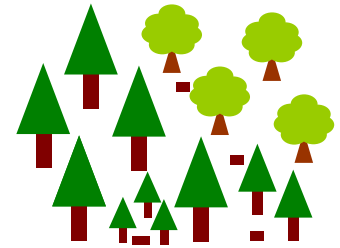
保安林の種類

- ①水源かん養保安林
- ②土砂流出防備保安林
- ③土砂崩壊防備保安林
- ④防風保安林
- ⑤水害防備保安林
- ⑥干害防備保安林
- ⑦落石防止保安林
- ⑧保健保安林
- ⑨風致保安林

保安林の面積

区分	森林面積	保安林面積	保安林率
国有林	127,829ha	114,874ha	89%
民有林	221,358ha	71,381ha	32%
合計	349,187ha	186,255ha	53%

* 森林面積は平成22年3月31日現在、保安林面積は平成23年3月31日現在



保安林制度のしくみ

指 定

公益的機能の発揮が特に必要な森林について、農林水産大臣または知事が指定します。

解 除

- ①保安林の指定の理由が消滅したとき、
- ②保安林の指定目的に優先する公益上の理由により必要が生じたときに、保安林の指定を解除します。

助成措置

- ①税制上の優遇
固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。
また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3～8割が控除されます。
- ②(株)日本政策金融公庫の融資の特例
一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を(株)日本政策金融公庫から借りることができます。
- ③禁伐または択伐の伐採制限が課せられている保安林については、伐採の制限に伴う損失についての補償が受けられる制度があります。

行為制限

- ①立木の伐採
保安林で立木を伐採しようとする場合には、あらかじめ市町長の許可を受けなければなりません(間伐および人工林の択伐については届出書の提出が必要です)。
この場合、指定施業要件(※)として定められている制限の範囲内であれば許可されることになっています
- ②土地の形質変更など
保安林内で、家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行おうとする場合には、あらかじめ市町長の許可を受けなければなりません。これらの行為についても、保安林の働きが損なわれない場合は許可されることになっています。
- ③植栽の義務
立木を伐採したあと、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合には、伐採した跡地への植栽が義務づけられます。

(※) 指定施業要件については、裏面をご覧ください。

指定施業要件の見直し

保安林に指定されると、その森林が保安林としての働きを果たすために必要最低限守らなければならない森林の取扱い方法が定められます。これを指定施業要件といいます。指定施業要件を見直すことにより、規制が緩和されます。

間伐率の上限を引き上げます

これまで

上限は20%

見直し後

上限は35%



一度にたくさん間伐できるようになります

植栽本数を見直します (伐採後に植栽義務がある場合)

これまで

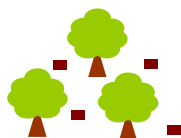
1haあたり

3,000本以上

見直し後

1haあたり

1,600~3,000本以上



植える本数が
少なくなります

- ・気候や土壌等を考慮し樹種毎に定めた植栽本数となります。
- ・択伐後の植栽本数は上記の本数に択伐率を乗じた本数です。
- ・針葉樹のほか多様な樹種（広葉樹）が植えられます。

択伐（ぬき切り）率の上限を引き上げます

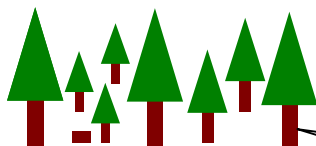
これまで

上限は30%

見直し後

択伐後に植栽義務がある場合には

上限は40%



植栽した下層木を育ちやすくします

- ・択伐後に植栽義務がない場合には、上限は30%
- ・前回の択伐後の成長量以上の伐採はできません。

指定施業要件を見直すためには、変更の手続きが必要です。変更手続きは、栃木県が行いますので、保安林所有者等の皆様が手続きすることは一切ありません。変更の内容は、今後、決定の告示が行われてから有効となります。決定の告示は郵送にてお知らせします。ご不明の点については、次の事務所等の保安林担当にお問い合わせください。

問い合わせ先

県西環境森林事務所	0288-21-1178
県東環境森林事務所	0285-81-9005
県北環境森林事務所	0287-23-6363
県南環境森林事務所	0283-23-1441
矢板森林管理事務所	0287-43-0427
森林整備課森林保全担当	028-623-3288